

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(厚生労働六〇)

○ 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
(環境九)

### 〔告 示〕

○ 「イノベータータイプ・アジア事業」の事業対象校を追加指定する件  
(外務一四二)

○ 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示  
(財務一〇二一〇九)

○ 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同一一〇)  
○ 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示(同一一一一〇一三)

一 二 三 四 五

### 〔官庁報告〕

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(厚生労働二〇二)  
○ 船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示(海上保安庁三八)

### 官庁事項

平成三十年年度予算等について報告

### 〔内閣〕

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 裁判所

破産、免責、再生関係

### 特殊法人等

公文書等の管理に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、司法書士名簿登録等関係

### 地方公共団体

教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係

### 会社その他

### 会社決算公告

三 四 五 六 七 八 九

## 省 令

○ 厚生労働省令第六十号  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第五十二条第一項の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成三十年四月十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

この省令は、公布の日から施行する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則(昭和四十六年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。  
様式第二号を次のように改める。

様式第2号

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

高年齢者雇用状況報告書

正

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、平成 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。 厚生労働大臣 殿 平成 年 月 日	
事業主	①(フリガナ) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合) ②(フリガナ) 代表者氏名(法人の場合)
	③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地) 電話番号 ( ) F A X 番号 ( )
事業種類の	④産業分類番号 事業の具体的内容 ⑤労働組合の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⑥雇用保険適用事業所番号
定年制の状況	⑦定年 <input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)
	⑧定年の改定予定等 <input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(平成 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(平成 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
継続雇用制度の状況	⑨継続雇用制度 <input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 ( <input type="checkbox"/> イ)自社 <input type="checkbox"/> ロ)親会社・子会社等(以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ)関連会社等 →b 対象 → <input type="checkbox"/> イ)希望者全員を対象( 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 基準の根拠( <input type="checkbox"/> a)労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b)労使協定を締結せず就業規則等のみ) (注)高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準は有る企業は(イ)に記入 → <input type="checkbox"/> ロ)基準に該当する者を対象( 歳まで雇用 基準の根拠( <input type="checkbox"/> a)労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b)労使協定を締結せず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)
	⑩継続雇用制度の導入・改定予定 <input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(平成 年 月より) →内容( <input type="checkbox"/> イ)経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ)新規導入 <input type="checkbox"/> ハ)上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ニ)その他 <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし
⑪66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている →( <input type="checkbox"/> イ)該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> ロ)上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →( <input type="checkbox"/> イ)導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ)検討中 <input type="checkbox"/> ハ)66歳以上まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ)予定なし
⑫常用労働者数(うち女性)	総数 ( 人) ~44歳 ( 人) 45~49歳 ( 人) 50~54歳 ( 人) 55~59歳 ( 人) 60~64歳 ( 人) 65~69歳 ( 人) 70歳~ ( 人)
⑬過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上65歳未満の離職者数 人(うち女性 人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 人(うち女性 人)
⑭過去1年間の定年到達者等の状況(うち女性)	(a)定年到達者の総数 ((b)+(c)+(e)) ( 人) (b)定年退職者数(継続雇用を希望しない者) ( 人) (c)継続雇用者数 ( 人) (d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 ( 人) (e)定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者) ( 人) (f)継続雇用の終了による離職者数 ( 人)
	(うち女性) ( 人) ( 人) ( 人) ( 人) ( 人) ( 人)
⑮過去1年間の改正法に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況(うち女性)	(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d)) ( 人) (b)継続雇用終了者数(継続雇用の更新を希望しない者) ( 人) (c)継続雇用者数(基準に該当し引き続き継続雇用された者) ( 人) (d)継続雇用終了者数(基準に該当しない者) ( 人)
	(うち女性) ( 人) ( 人) ( 人) ( 人)
高年齢者雇用推進者	役職 氏名 記入担当者 所属及び役職 氏名

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)